

令和4年度 第2回佐倉市子育て支援推進委員会 会議録

会議名称	令和4年度 第2回佐倉市子育て支援推進委員会
開催日時	令和4年7月8日(金) 午後1時30分～午後3時
開催場所	佐倉市役所 議会棟2階第3委員会室
出席者等	<p>委員：早坂委員長、斉藤副委員長、伊藤(祐)委員、山本委員、泉委員、本間委員、荒井委員、桑原委員、中川委員、伊藤(幸)委員、黒木委員</p> <p>事務局：こども政策課 上野課長、藤崎副主幹、清野副主幹、鈴木副主幹、横田主任主事、中野主事、田中主事</p>
会議議題	<p>(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて</p> <p>(2) 子どもの生活状況調査及び資源量調査からみる現状と課題</p> <p>(3) その他(国のこども施策の動向等について)</p>

【1 開会】

【2 議題等】

- 議題1 第2期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて
- 議題2 子どもの生活状況調査及び資源量調査からみる現状と課題
- 議題3 その他(国のこども施策の動向等について)

【3 閉会】

議題1 第2期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

(事務局)

(資料1を用いて、第2期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて説明)

「佐倉市子ども・子育て支援事業計画の内容」について、説明する。

前段として、子ども・子育て支援法は、すべての子ども、子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域の子育て支援の質、量の充実にを図ることを目的に定められている。

子ども・子育て支援法第61条において、「市町村は、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めること」とされており、現在は令和2年から6年度までを計画期間とする第2期計画を策定し、子ども・子育て支援法に基づき、「教育や保育」「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」やそれに対する「確保方策」などについて定めている。

令和4年度は本計画の中間年度であり、計画最終年度である令和6年度に向けて、計画の値に対して、実績がどのようになっているのかを検証し、より実態に即した計画へと見直しを行う。

具体的な見直しの方針については、大きく2点である。

1点目は、提供区域についてである。

今回は計画の中間見直しであることから、特段修正は行わず、現状の記載内容通りとする。

2点目は、実績値への修正についてである。

令和元年度から4年度については、第2期計画策定時の数字が記載されておりますが、全体的な整合性を保つため、今回実績値へ修正致します。

令和5年度・6年度の数字については、令和4年4月1日時点において、計画策定時である令和2年度の予想値と実績の乖離が大きい場合は、5年度・6年度の数字について見直しを検討していく。

資料の後段に、計画の見直し例を記載しているため、併せて確認されたい。

(委員長)

「第2期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて」に対するご意見・ご質問等あるか。

(委員)

事業計画上の指標について、より深く、踏み込んで記載されたい。
また、民間資源についても、積極的に活用されたい。

(事務局)

次の議題で併せて説明する。

議題2 子どもの生活状況調査及び資源量調査からみる現状と課題

(資料2を用いて、子どもの生活状況調査及び資源量調査からみる現状と課題について説明)

(事務局)

令和3年度に子どもの貧困対策に係る計画の策定に向け、佐倉市の現状を把握することを目的として、子どもの生活状況調査及び資源量調査を実施した。今回の会議では、第1回会議にて配布している、調査結果報告書をもとに現状と課題をご説明させていただき、最後にご意見を伺いたい。

資料2の「子どもの生活状況調査及び資源量調査結果からみる現状と課題」について、「用語」・「貧困率の現状」・「子どもの貧困の特徴」・「調査結果からみる現状と課題」の主に4つについて説明する。

2ページ目「用語」について説明する。

こちらには、子どもの貧困に係る主な用語を記載している。

まず、子どもの貧困とは、『子どもが経済的な困窮状態であることにより、発達の諸段階において、学習や教育の場で制約を受けるなど様々な機会が奪われた結果、不利益を負ってしまうこと』を言う。

貧困と聞くと、毎日の衣食住に事欠くようなものを想像するが、実際はそうではなく、子どもの貧困については、国や地域の水準と比較して困窮した状態である「相対的貧困」を想定している。

2つ目が等価世帯収入についてである。

こちらの用語は調査の中で、世帯の収入から生活水準を表すために算出するものとなる。国の調査において、等価世帯収入の中央値(全てを並べてちょうど真ん中の値のこと)の1/2未満の世帯を貧困層としている。

3 目目がヤングケアラーについてである。

法令上の定義はないが、家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている 18 歳未満の子どものこととされている

こちらは最近メディアにも取り上げられる機会が増え、耳にする機会が増えているかと思う。責任や負担が重いため、学業や友人関係に影響が出てしまうこともあり、家族の手助けをすることは普通と考えることもあり、本人に自覚がなく、周囲が気づきづらいという特徴がある。

3 ページ目「貧困率の現状」について説明する。

国、佐倉市の貧困率について、記載している。

ご覧のとおり、国調査と比較すると、等価世帯収入が「中央値以上」、いわゆる収入が水準よりも高い世帯の割合は、佐倉市は 56.7%、国は 50.2%、「中央値の 1/2 未満」、いわゆる貧困とされる割合は、佐倉市は 8.6%、国は 12.9% となっており、佐倉市では一般的に貧困とされる割合が低いことが分かる。

4 ページ目「子どもの貧困の特徴」について説明する。

子どもの貧困には、大きく分けて 3 つの特徴がある。

一つ目が「見えにくく、捉えづらい」。貧困の自覚がないことや、誰にも相談できない、もしくは普通と考えてしまい、表に出さないため、実態がわかりにくいという特徴がある。

二つ目が「社会的に孤立」ということで、貧困の状況により、社会的に孤立してしまい、必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことがある。

三つ目が「困難・ニーズは多様」となっており、子どもの貧困の状況は、世帯・子どもにより異なるため、困難の内容やニーズは様々なものとなっている。

これらのことから、子どもの貧困は、子どもの成長・発達に大きな影響を及ぼし、地域社会からの孤立を招くことで、子どもの健やかな育ちを妨げるだけでなく、将来に希望を感じることができない状況になることや、進学や就職における選択肢を狭めるなど、様々な制約をもたらし、社会にとっても大きな損失となってしまう。

そのため、教育分野、福祉分野など多様な関係者が連携して、それぞれの強みを生かした取り組みが求められている。

5 ページ目「昨年度の調査結果からみる現状と課題」のまとめについて説明する。調査報告書の1ページから6ページの項目に合わせて現状と課題をまとめた最初の①～⑧については、市内の小5、中2を対象に実施した児童・生徒調査結果のまとめとなる。

まず、①学習状況や今後の進路希望についてである。

こちらは、学校以外での学習状況や、進路希望など、教育に関する設問への回答について、まとめている。

特徴として、等価世帯収入の水準が低くなるにつれ、勉強時間が少なくなる傾向にあり、進路希望については、大学や大学以上への進路希望が少なくなることがうかがえた。

課題として、等価世帯収入の水準が低い世帯の子どもでも、学校以外でも学習できる環境の整備や、金銭面を原因として進学を諦めてしまわないような支援が求められている。

現在の取組例として、学校教育の充実、学校以外の学習環境の整備などの教育の支援や、奨学金制度など就学に関する「経済的な支援」が、対策としてあげられる。

6 ページ目「食事の摂取状況」について説明する。

特徴として等価世帯収入の水準が低くなるにつれ、朝食を毎日食べる子の割合が低くなる傾向にある。不規則な生活習慣は、集中力の欠如、記憶力の低下など学習効果の低下を招く可能性が高くなるため、保護者の働き方や生活状況への支援が必要となる。

取組例として、家庭教育に関する知識の修得などを目的とした「家庭教育学級」などの「生活への支援」が、対策としてあげられる。

7 ページ目「③困っていることや悩みごとがあるときの相談」について説明する。特徴として、全体を通して、誰にも相談できない、したくない子の割合が1割弱おり、等価世帯収入の水準で見ると、水準が低い世帯の中学生でその割合が高くなっている。

課題として、子どもがSOSを発信できる場所の整備や周知、SOSを周りが察知して適切なところに繋ぐ仕組みが求められている。

取組例としても、「支援に繋ぐ体制整備」が、対策としてあげられる。

8 ページ目「④最近の生活の満足度及び思いや気持ち」について説明する。特徴として、等価世帯収入の水準が低くなるにつれ、自己肯定感が低い傾向にある。自分に自信が持てる場に出会う機会が少なくなっている可能性があり、そのような場を見つけるための支援が求められている。

取組例としては、様々なことを体験できる場の提供やそれに繋がる環境の整備などがあり、「子どもの生活の支援」の施策が求められている。

9 ページ目「⑤ヤングケアラー」について説明する。

調査結果から長時間家族の世話をしている子どもが、少なからずおり、子どもの学習やその他に影響が出ている可能性がある。

課題としては、ヤングケアラー全体の課題となりますが、本人がアクションを起こさないと気が付かないことが多く、支援に繋がらないことがあげられる。

また、支援する側としても、家庭の事情に介入する難しさがあるなど、早期発見の難しさが課題となる、

取組例として、各種相談先の設置・周知などの「支援に繋ぐ体制整備」が挙げられる。

10 ページ目「⑥生理の貧困」について説明する。

このことについては、等価世帯収入の多い少ないに関係なく、困ったことがある子どもが少なからずいることが確認できた。

課題としては、困っている子どもの把握、入手しやすい環境の整備などがあげられる。取組例としては、生理用品の配布や各種相談先の整備がある。

11 ページ目「⑦新型コロナウイルス感染症の拡大による影響」について説明する。

特徴として、等価世帯収入の水準が低くなるにつれ、学校の授業がわからないと感じることの割合が高くなっている。コロナの影響により、家庭での勉強など、学校以外で勉強する機会が増えたため、学校以外で勉強する場を持っていない場合、学習機会の不足に繋がっている可能性がある。

課題は、学校以外での子どもの居場所作りや、学校以外での学習の場の整備があげられる。

取組例としても、子どもの居場所作りに関することや学習支援に関する施策をあげている。

12 ページ目「⑧利用したことのある施設及び今後利用したいと思う施設」について説明する。

子どもの居場所作りについてあるが、現状として、学童などの施設は、友人作りの場として、期待が高いことが確認できた。また、無料で勉強を見てくれる施設や、子ども食堂などの夕ご飯を食べることができる施設については、3割～4割の子があれば利用したいと回答しており、既にあるものの周知を含めて、子どもの安全安心な居場所作りが求められている。

13 ページ目、ここからは保護者調査結果に関するものとなる。

まず、「①子どもと保護者の関わり」について説明する。

調査結果より、等価世帯収入の水準が低い世帯において、子どもと接する時間や行事への参加が少ないことがうかがえた。

親子のコミュニケーション不足が課題となるため、家庭教育に関する知識習得などの取組例があげられる。

14 ページ目「②子どもへの将来の進学希望」について説明する。

現状としては、等価世帯収入の水準が低くなるにつれ、大学やそれ以上への進学希望が少なくなっている。

保護者として進学を希望する一方で、早く家計を支えてほしい、早く独立してほしいということもあり、理想と現実のギャップが発生している。

課題としては、子どもが将来望んでいる進路を実現できるような、経済的支援・学習支援、子どもの可能性をひろげることにつながる支援などが求められている。

現在の取組例は、奨学金や授業料減免などの経済的支援があげられる。

15 ページ目「③相談相手」について説明する。

現状として、子どもに関する相談機関や団体へ相談する人は少なく、困りごとがあっても周囲に相談できない場合や、自分の課題を相談してよいかためらってしまうことがうかがえた。引き続き、相談機関の周知をするとともに、気軽に相談できる体制づくりが求められている。

また、子どもの相談先としては、親の割合が最も高くなっていることから、保護者が適切に対応できるように「親育て」への支援も必要となっている。

16 ページ目「④現在の暮らしの状況や子どもにしていること」について説明する。等価世帯収入の水準が低くなるにつれ、習い事や旅行などの体験をさせることができない状況が発生している。

様々な体験をすることは、子どもの成長を支える重要な要素となるので、経済的支援だけでなく、保護者に対する生活支援、就労支援についても必要となっております。取組例としては、子どもが様々な体験ができるような施策があげられる。

17 ページ目「⑤保護者の気持ち」について説明する。

新型コロナウイルス感染症の影響により、等価世帯収入の水準が低い世帯において、金銭面へ不安を感じている割合が高く、精神的に不安定な状況が表われております。保護者の精神的な安定・不安定については、子どもの成長に大きく影響していくため、不安を軽減できるような支援が求められている。

取組例としては、経済的な支援のほか、支援に繋ぐ体制整備として、各種相談先の整備などがあげられる。

18 ページ目、ここからは資源量調査に関するものとなる。

資源量調査とは、社会福祉協議会や保育園、学校、子ども食堂など、子どもの貧困対策に係る支援者である、市内の関係機関及び団体を対象として、子どもの状況を把握するために実施したものである。

まず、①貧困状況にある家庭や子どもの状況について説明する。

現状として、虐待が見られる家庭や子どもへの関心が薄い家庭では、保護者自身の生活能力が低いことや、不安定な就労状況にあることが多く見られるという状況がある。

課題としては、繰り返しになる部分ではありますが、子どもがそういった状況に陥っているということをできるだけ早く把握できるような仕組みが必要となるほか、保護者への就労支援も必要と考えることができる。

19 ページ目、「②関係機関との連携」について説明する。

調査によると関係機関による連携は、月に数回の頻度で行われているが、個人情報保護の観点から連携が困難な部分があるほか、発見してもどのように接し、どこに繋げればよいかわからない場合が多くみられている。

各機関が連携を取りやすい環境や体制、問題を発見した場合の明確な連携ネットワークの構築が求められている。

最後に、20 ページ目「③支援にあたっての課題」や、今後市が行っていくべき施策について説明する。

現状としては、家庭や本人が行動を起こして、支援が始まる流れがほとんどとなっており、その家庭からの SOS がないと支援に移れないことが課題となっている。

また、訪問による早期発見や生活支援については、市が行っていくべきという意見があがっており、SOS を早い段階でつかむことができる体制が求められている。

(委員長)

「子どもの生活状況調査及び資源量調査からみる現状と課題」に対するご意見・ご質問等あるか。

(委員)

子ども食堂や学習支援など、貧困家庭だけでなく一般家庭へも支援が必要である。また、情報の周知にあたり、身近で手軽に情報が取得できる体制が必要であると考え。若い世代は新聞・広報については目にしないことが多い。スマートフォンを活用して簡単に情報が取れるような体制を検討されたい。

相談支援の場は、幼稚園・保育所などに設置するなど、自宅から距離が近い場所への設置をされたい。

その他、学童保育・食や学習支援については、特定の場所で支援するのではなく、生活圏内で勉強・食等の支援ができるような体制づくりを検討されたい。

(副委員長)

佐倉市は各小学校区に学童を設置している。

学童における身近なアンケートの中で、まず宿題をやらせてくださいとの意見が多数ある。学童は放課後支援であるため、塾的な学習サポートを行うことは難しいが、読書・ドリルなどの自発的な学習意欲を促すことはできていると感じる。

(委員長)

子ども食堂の地図や、学習支援団体などの情報など、とても必要な情報であると感じるが、市はこうした情報をどのように発信しているか。事務局より説明いただきたい。

(事務局)

まず、子ども食堂について回答する。

社会福祉協議会が市内子ども食堂の事務局を務めている。前回の会議で配布した地図については、市のホームページに掲載している。また、子ども食堂の情報については、社会福祉協議会のイベントのチラシに掲載するなど、その周知に努めているところである。

次に、学習支援団体についてである。

業務を担当している、くらしサポートセンター佐倉に確認したところ、支援を受ける子どもたちへの周知は、それぞれの団体が行っている。

なお、生活困窮者支援の相談に見えた方で対象になるお子さんがいた場合は内部会議を経て、学習支援団体へつないでいるほか、学校、主任児童委員、スクールソーシャルワーカー等とも連携をし、対応をしている。

教える側については、ボランティアセンターに登録に来た方に周知しているほか、社会福祉協議会で若い方を対象にした事業などで周知しているところである。

次に、先程意見をいただいた広報についてである。

市の広報については、ご指摘いただいた通り、新聞折込みが中心となっている。

しかしながら新聞折込み以外に、市HPに掲載しているほか、市内で配架している。配架先としては、子育て世代向けとして、市内保育園、学童保育所に配架するとともに、出張所、公民館・図書館など市の施設や市内の郵便局や鉄道駅、セブンイレブン(27店舗)、イオンタウンユーカリが丘である。

市の広報は新聞折込み44,150部に対し、毎号7,000部程度を配架している状況である。

最後に、LINEについてである。

佐倉市のLINEは、6月1日にリニューアルし、子育て情報だけでなく、イベントや市のお知らせなど幅広い情報を発信できるようになり、利便性が向上した。現在1万人以上の方が登録している状況である。

(委員長)

保育園・幼稚園・小中学校の先生からも意見を伺いたい。

(委員)

先程話にあがった民間資源の活用については、私共の保育園も民間保育園であることから含まれると考える。

当園は開園して6年になるが、保育園に通わせることができている世帯は保育の必要があって入園しているため、登園している家庭は相対的貧困には含まれない方が多いのではと感じる。

しかしながら、以前と比較して生活様式が変化してきていることと、食事に危機感を感じている。例えば、朝食を取らずに登園する児童が増えてきている。保護者から生活の仕方などについて相談を受け、アドバイスをすることもあるが、保護者は日々の生活で精一杯であるため、私たちもどの程度アドバイスしていいのかという不安がある。

(委員)

社会状況からみると、表面上は何事もなく生活しているが、実は支援を必要としている方が多く存在するのではと考える。支援を必要としている方を、どう見つけ出し、支援していくかを考えていく必要がある。

(委員)

貧困世帯の方は、支援を必要としていることを自分からは中々言い出しづらく、周囲の人からみて分からない。周囲の人々が声かけてくれたり、話す機会があると、言い出しやすくなったり、相談しやすくなるのではと考える。

例えば幼稚園においては、子どもに変化があると知らせてくれて、個別でお話ができるのは、そういった支援につながるのではと考える。

(委員)

コロナによる外出控えにより、周囲の人と話す機会が減ったことはあるが、物理的な距離感と精神的な距離感が遠く感じている。

以前東京に住んでいた時は、身近に子どもの遊び場や、親子の相談場所があり、日常の中で安心・安全を感じるが多かったが、佐倉市に引っ越してきてからは、車で移動することがほとんどであることから、違和感を覚えた。

以前、友人の子どもが通う小学校では、3 か月に 1 回程度悩みを書いて提出する機会があり、精神的な負担の軽減に繋がったと話していたことから、周囲の人との関係性作りが重要ではないかと考える。

(委員)

子ども食堂を運営しているが、利用者や周囲の人との関係性づくりが難しいと感じている。子ども食堂の利用者については、子ども食堂は多くの方に利用いただいているが、支援が必要な子どもの利用は少なく、関係性を築くことができていない。

以前、小学校へご飯を満腹に食べられない子がいるか相談しに行ったことがあり、食事が満腹にできない子どもがいるとのことから、子ども食堂の利用券を配布したことがあった。そのような子どもたちに私たちは支援を行っていきたいが、プライバシーの関係などから、支援が難しい。

支援を必要としている家庭に対し、関係性を築くことが重要であると考え。

(委員)

- ・子ども食堂に対して、市からも朝ご飯提供などのバックアップをされたい。
- ・ファミリーサポートセンターについて、身近に支援をしたい人がたくさんいると思うので、自らも支援ができるよう行動していきたい。
- ・子育て支援特集号については、頻繁に発行をされたい。

(委員)

- ・過去に複雑な事情をもった家庭と接する機会があったが、そういう家庭は周囲からは分からない。
- ・子ども食堂、学習支援：民間資源の活用してほしい。そういった活動があっても、必要としている家庭に届かない。

(委員)

普段は高齢者の見守りや支援を行っているため、今まで子どもたちと関わりはなかった。本日の資料を確認した当初、貧困家庭に対する支援は既に十分であると感じたが、本日の会議で、考えを改めた。

自分自身貧しい家庭であり、中学生くらいするとき、貧しいことが恥ずかしく、周囲には気づかれなくなかった。周囲から相談等の支援を受けることができれば、生活の質も向上していたなと感じることもあるが、その反面、周囲の人々より努力することや、思いやりをもって行動することができたと感じている。

(委員長)

皆様のご意見を一通り伺ったが、他に言い忘れたことや、追加の意見等はあるか。

(委員)

児童委員の体制について伺いたい。以前、大阪の女子児童が熱中症になった報道があったが、地区によっては主任児童委員が配置されていないということもあるのか。

(事務局)

基本的には地区ごとに児童委員を配置するが、どうしても配置できない場合は、隣接する委員が兼任することとなる。

(委員)

東京の自治体においては、保育ソーシャルワークの活用を進めている自治体がある。保育ソーシャルワークは、保育職員や保護者と連携し、保育に関する悩みを解決するが、ここでの相談内容は、貧困や家庭の問題というよりも、どちらかという子ども達の発達や、就学に関する事などが主な内容である。

佐倉市においても、巡回相談を行っており、市へ依頼すると年に1回、多いときで2回、園児の様子等を診ていただけるものがある。

しかしながら、実際に仕事をしていると、その児童にとっては、巡回相談等の回数が足りないと感じることがあり、行動分析士という先生を雇用し、各クラスの園児を診ていただき、各担任へアドバイスをいただいている。

現在佐倉市において実施している一つ一つの取り組みが繋がると、佐倉市にとって魅力的なまちになるのではと感じる。

議題3 その他(国のこども施策の動向等について)

(事務局)

参考資料を用いて、国のこども施策の動向について説明

【こども家庭庁の設置について】

6月15日に「こども家庭庁設置法」が成立し、来年4月1日に、国にこども家庭庁が発足することとなった。

こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現を目指して、組織されるものであり、関係府省の担当部局を統合するとともに、政府内にまたがる他の調整機能も集約し、子育て支援や貧困、虐待といった問題の解決を目指すものである。

【こども基本法について】

この法律は、憲法及び児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約の精神にのっとり制定されたものである。

こどもについて、年齢ではなく「心身の発達の過程にある者」と広く定義し、こどもに関する施策を総合的に推進するとしている。

その第5条には、「地方公共団体の責務」として、こども施策に関し、国等と連携を図りつつ、施策を策定し、実施する責務を有することが規定されている。

今後も、国等の動向について、随時、本委員会に報告する。

【幼保小連携について】

第1回の会議においてお配りした資料では、本日、「令和4年度の対象事業所について」ご報告させていただくこととしておりましたが、今回、資料が間に合わなかったため、口頭で報告する。

今年度、根郷地区にある幼保連携型認定こども園の佐倉くるみ幼稚園と根郷小学校との間での連携協定締結を目指し、7月6日に、根郷小学校に赴き、校長先生や佐倉くるみ幼稚園の園長先生等に幼保小連携の目的や位置づけ等を説明してきたところである。

閉会